

第十三回
国会

参議院内閣・地方行政連合委員会会議録第八号

昭和二十七年六月五日(木曜日)午前十時五十五分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

河井 彌八君
委員 長

政府委員
地方財政委員 野村 秀雄君
行政管理局長 大野木克彦君
地方自治 藤野 繁雄君
政務次官 鈴木 俊一君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君
地方自治庁 連綿課長 松村 清之君
事務局側

委員

楠見 義男君
竹下 豊次君
松原 一彦君
三好 始君
委員 長

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

地方行政委員

堀 末治君
中田 吉雄君
岩木 哲夫君
委員 長

本日国会に付した事件
自治庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員

岩沢 忠恭君
石村 幸作君
宮田 重文君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝蔵君
原 虎一君
吉川末次郎君
林屋龜次郎君
岩男 仁蔵君
委員 長

自治庁設置法案、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国務大臣

建設大臣 野田 卯一君
国務大臣 岡野 清崇君

○吉川末次郎君 暫らく病氣をしておりましたので、甚だ十分な勉強いたしておらないのでありますが、二、三

の機会にお尋ねしたいと思うのであります。

え方、新憲法の民主主義精神を味得していないところの、いわゆる旧内務省官僚の依然たる官僚主義的な見解に基いてこの法案を提出したところの、

ただ責任を十分とれるように、同時に一緒にして仕事の簡素化を図ると、こういう趣旨からしたわけでございます。

先ず第一にお尋ねしたいこと、は、包括的に政治的な立場から、この法案が世間いわゆる逆コースの線に沿う観念に基いて提案されているものではないかという点に對する政治的見解についての御答弁でありまして、それらの点につきましては、その他の行政機構の改革全般に關連いたしまして、すでに本国会の劈頭の首相の施政方針演説に關する質問にも私はそれを申述べたのでありますが、当局からは十分なる御答弁を得ることができなかつたのであります。終戦後受諾いたしました憲法の民主主義的精神に基いて地方自治制度等におきましてはその観念に基くところの改正が広汎に行われたのであります。すべてを通じては、たゞ／＼私はその他の委員会等にも岡野さんを前にして申述べましたように、憲法の基本的な人民主権の精神というものが、現内閣の立場において、十分に理解したる立場において吉田首相、その他の行政に現われておらないと、同じように、又地方自治の面におきましても、人民主権或いはデモクラシーといふことの観念が十分に發揮されておられないように私は今日もなお深く考えられるのであります。そうしたことは、観念上の問題になり、やや抽象的になりますから、これは別として右のような観念から考えられますことは、政府はそうした逆コースの考

え方、新憲法の民主主義精神を味得していないところの、いわゆる旧内務省官僚の依然たる官僚主義的な見解に基いてこの法案を提出したところの、は、包括的に政治的な立場から、この法案が世間いわゆる逆コースの線に沿う観念に基いて提案されているものではないかという点に對する政治的見解についての御答弁でありまして、それらの点につきましては、その他の行政機構の改革全般に關連いたしまして、すでに本国会の劈頭の首相の施政方針演説に關する質問にも私はそれを申述べたのでありますが、当局からは十分なる御答弁を得ることができなかつたのであります。終戦後受諾いたしました憲法の民主主義的精神に基いて地方自治制度等におきましてはその観念に基くところの改正が広汎に行われたのであります。すべてを通じては、たゞ／＼私はその他の委員会等にも岡野さんを前にして申述べましたように、憲法の基本的な人民主権の精神というものが、現内閣の立場において、十分に理解したる立場において吉田首相、その他の行政に現われておらないと、同じように、又地方自治の面におきましても、人民主権或いはデモクラシーといふことの観念が十分に發揮されておられないように私は今日もなお深く考えられるのであります。そうしたことは、観念上の問題になり、やや抽象的になりますから、これは別として右のような観念から考えられますことは、政府はそうした逆コースの考

○吉川末次郎君 大体そうした仕入れの御答弁になるようなことは十分我々も前以て想像できるのであります。併しながら世間に大きく今日取扱われておりますところの旧官僚によるところの内務省の復活運動、或いは同一の観念に基いて伝えられておるところの都道府県知事の公選制の廃止、こういうような要求は私は旧内務省の官僚が今日なお新憲法下におけるところのいわゆる内務行政と言いますか、地方行政というものをば依然として、百戰百勝と同じような基本的な観念に基いて私はコントロールいたしておるものが現実であると考えるのであります。が、そういうようなことからいたしまして成るほどレディメイドの御答弁がありまして、一応は外形上筋道が立つておるようなあり来りの御答弁であります。併し私が申すような意味におきまして内務省の復活、或いは知事の公選制の廃止というようなものの見解は地方行政をコントロールいたしておる今日、なお百戰百勝コントロールいたしておるものは旧内務省の官僚であります。その關係が変らない、而もその頭の切替えが新憲法の基本的な人民主権の精神によつて行われておらんのが現実なのでありますから、これは実際は只今の岡野さんの御答弁の如

何にかかわらず現実的には力強く私は動いているところの地方行政における最も注意すべきシアリアスな、又私たちの立場からいたしますならば極めて排撃すべき悪現象であるということだけを申述べておきたいと思うのであります。

次に委員会の制度のこと、これも本国会の首相に対する施政演説の質問の中にも申したことでありますが、この法案におきましても地方財政委員会というものがこの地方自治庁の中に併合されてしまひまして、そうしてその権限が著しく縮小される法案になつておるのでありますが、そも／＼戦後行政機構の一つの新しい形式として採択されるに至りましたこの委員会制度というものについて岡野さんはどのような考えになつておるか。これはアメリカにおきましても三権分立以外の大主権であるというようなことが言われております一つの民主主義的な行政機構上の新しいフォームであります。ところが依然として日本の行政に關する見解又は行政機構に關する見解というものが旧憲法時代の公法學者の頭の切替えの行われていないところの古いプロシヤ的な觀念で今日なお行われておると思うのでありますから、この新しい委員会制度、三権分立以外の大主権の民主的なフォームであるところの言われておるコミュニケーション・ガバメント、或いはコミュニケーション・ガバメントの建前や或いは基本的の觀念が理解されておらない。そうして新しい委員会制度から來るところの行政上の何らかの破綻、不慣れのために來ますところの欠点が少しでも暴露されますというところ、これはアメリカに特

に押し付けられた制度だからこれは国情に合わない、だからよくないということ、そこで以てすぐにそれを廃して行く、或いは権限を著しく縮小して行こうというような観念に持つて行こうというのがこれがひとり旧内務省官僚のみならず私は現在の頭の切替えの行われていないところの保守政治家の共通の見解であると考えておるのであります。それで全面的にこの委員会制度というものについてどのような見解を持つていらつしやるのであるか。これを育成して行くところの線に沿うた考え方で進めて行こうと言われるのであるか、或いはできるだけこれを廃して行こうという見解に立つて言われるのであるか、ということ、及びこの法律の中に権限を縮小してしまつて盛られておりますところの地方財政委員会というもの、がこのように権限が縮小され、地方自治庁設置法の中に包括されるようになるに至つたところの理由と言いますか、権限を縮小するに至つたのはどういふ理由に基くか、こういう弊害があつたとか、そういうことについての御見解を一応承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 只今行政委員会全体に關する御質問がありましたので私から答弁申上げるのであります。が、行政委員會は日本におきましては終戦後アメリカの指導の下に設けられるに至つた制度でありまして、今までの我々の経験に照らしまして今回の行政機構改革に當りましては審判的な性質を有するものを除きまして原則としてこれを廃止いたしました、その所掌事務は各省の内局等に移してこれを処理するといふことにいたしましたので

あります。従いまして今後におきましても審判的機能を営む行政委員会はこの機能を認めて行く考えでありますが、そうでなく一般的な行政事務を取扱う行政委員会の制度はこれを認めない方向で行きたい、こういうふうに考えておるのであります。只今外国のこともお話をありましたが、アメリカにおいて行政委員会の制度は御承知のように非常に発達して参つております。実は非常にに立法的な、或いは準司法的な問題を捌くことを主とし、又一部には行政的の機能を営むものも生じたのであります。その後アメリカにおきましてもいろいろ経験いたしました結果、最近におきましては大変これに対する批判の聲が起つておるのであります、先般発表されました行政機構に関するフーバーの報告におきましても行政委員会は準司法的なものになつて行く、一般的の行政事務を司る行政委員会というものになるべくこれをやめたほうがいい、その仕事は各省に分属させたほうがいいというようなことをフーバーの報告にも言つておるようであります。最近においてはアメリカでもそういうような傾向になつておるといふことを申添えておきたいと思ひます。

○吉川末次郎君　一応御答弁を承わつておきたいと思うのでありますが、フーパー委員会のことはつきましては先にアメリカに参りましたときにアメリカの下院におきまして、そのことの提唱者であり、或いはその委員会の有力なメンバーであつたかと思ひますが、ブラウンという法制委員会の委員長であつた人からいろいろ話を承わり、又向うでワシントンの連邦政府の特にその問題についてのエキスパート

であるという人からのいろ／＼な講義も聞かされたのでありますが、今それに関連して野田さんにお話を申述べる時間がありますから省略しておきまして、ただ一応承わつておくことにいたします。ただフーパー委員会は御承知のようにルーズベルトが戦時中戦争遂行をして行くというところの立場から行政機構の規模が非常に拡大され、又諸種の行政機関が新しく設置されたのを、戦争がやりましたので、それを一応整理するということを動機として作られた委員会であり、又その線に沿うたことが行われたのでありますが、果して委員会に対するところのそのした見解を委員会がオフィシャルにきめておるかどうかということにつきましては、更に別個の問題として、我々も野田さんの御答弁に対する質疑をいたしたいと思うのであります。

それで次にお尋ねいたしたいことは、この第八条に地方自治庁に参事を置くということが書いてありますが、これは私よく今日調べて参りませんが、同様の例はほかの行政機構においても相当あるのじやないかと思うのであります。が、お教を願う意味におきまして現在の政府の行政機構のうちにおいて同様なものを置いておられますところの例を挙げて一つ御説明を願いたいということが第一、御答弁によりまして更に質問をしたいと思います。

○國務大臣(野田卯一著) 現在では外務省と安定本部に参手という制度が設けられておりますが、機構改革をされたあとにおきましては今回の自治庁の参手だけになるかと存じます。

○吉川末次郎君 これもよく旧法をい

ろいを参照して勉強して来なくちやならないのでありますが、しておきませうが、岡野さんにつつ御答弁を頂きたいと思うのであります。今御答弁になりましたところの本法案第八条の規定の参予でありますが、これと地方自治法に規定されておつたものとして私記憶いたしておるのでありますが、地方自治委員会というようなものがあつて、同様にあなたの顧問機関のような役割をしている委員会があつたと思うのであります。それとの関連性はどうか、ううことになるのですか。

（國務大臣（岡田清津郎） 答へ申上げます。只今まで地方自治委員会というものがございまして、そうしてその構成といたしましては各地方公共団体六団体の代表者並びに学識経験者を合せまして、そうして委員会を作り、同時に自治庁長官が地方行政を担当いたしておられますので、今までの自治庁といたしましては地方制度の企画とか立案とかいうことをやつておりますが、いろ／＼御意見を承わり、又私から諸問いたしましたして、そうして広汎なる、又十分なる知識を得て地方行政を完璧にして行きたい、こういう機関として審議会があつたわけでございます。今回その地方自治委員会と同じ内容並びに性質のものを参手という名前で地方自治庁に置く、こういうことにしまして、私は過去二年ほどの間自治委員会という／＼協議をしたりなんかしました關係におきまして、無論それも残して差支えないものでございますけれども、成るべくならば余り形は大げさでなくて実質をとる方面に重きを置いたほうがいい、今までの自治委員会というのは、何か応接間でかしまつて話

をするという会議のような感じがしましたので、参事になしたしまして、そうして参事の名の現わすごとく私の書齋へ入つて来て、いろ／＼人には見せられない書類もたくさんあるが、併しあなたはおちのちのだから一つこれで見つくらんに話をしてくれ、こういうような意味でもう少し地方公共団体並びに地方公共団体に学識経験を持つていられるかたから、打ち解けてそうして十分なる忌憚ない意見を言つてもらふといううな意味におきまして、私は今度地方自治委員会というものをやめまして、そうして参事制度にし、その参事を構成はやはりもとと同じような構成にして行きたい、こういう考えに從ひまして機構を変えたわけでございます。

○国務大臣(岡野清素君) それから今度参事になしたしまして、御承知の通り選挙管理委員を別にして選挙事務を入れたものでありますから、六団体の代表者並びに学識経験者、又選挙関係のかた二人、そういうことで人を増したわけでありまして。

○吉川末次郎君 そうしてどういふ待遇をして、会合等は何程度くらい持たれておりますか。

○国務大臣(岡野清素君) 会合は定期的にはきめておりません。自治委員会も今まで定期的にはやつておりません。今後はできるだけ多くの機会を得まして、そうして会合をしたいと考えております。それから無論これは自治委員会の委員と同じように非常勤の公務員であります。

○吉川末次郎君 それから今の御答弁に関連して極めて小さいことでありますが、今の参事のことを規定いたしました案文の中に「参事は、重要な庁務に關して、自治庁長官に對し意見を申し述べる。」「申し述べる」という言葉が使つてあります。申述べるというのは英語で言うならばステートとていう言葉かと思ひますが、ところが第十八条の地方財政審議会の委員の権限を規定いたしましたものの中に「地方財政審議会は、毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に關して、自治庁長官に意見を申し述べる」というのでござつて、申出るといふのはプロポーズという意味かと思ひますが、その相違、それからこれも旧法等を調べて来る必要があるのであります。私その準備はして参りませんが、考え違ひがありましたらお

正しを願ひたいと思ふのであります。が、この「申し出ることが出来る。」というところは戦後でございました立法例に人事委員会その他の権限といたしまして、よく勧告するといふ言葉が使われておつたと思ふのであります。その勧告は英語のレコメンデーションを訳しておるのであります。訳語が正確でありませんためにいろ／＼な誤解が私には今日まで起つて来たと思ふのであります。それで「申し述べる」といふこととの相違、この申し出るといふ言葉と勧告といふ言葉との相違について岡野さん或いは野田さん、どちらからでも結構ですが、御答弁が願ひたい。

○国務大臣(岡野清素君) お答え申し上げます。大分言葉の何がむずかしいのでございまして、参事のほうの申述べると言ひますのは、先ほども申し上げましたように、できるだけ内輪の仕事、即ち自治庁は地方公共団体と一心同体とまでは行きませんが、少くとも地方公共団体と全く血の通つた官庁になりたいて、こういう考えでございまして、そうして何でも自由自在にお互いに話合ふ、こういうことにしたい、そして申述べるといふことにしたい、と思ひますが、それを財政審議会のほうに言葉が少しきつうになつておりますのは、これは御承知のように今まで独立の機関として、政府に對して對抗的な立場におるいろ／＼な力を持つておつた地方財政委員会のその権限をできるだけ保持して自治庁の中に包含したい、こういう考えで意見を出すと、そこでその意見にはほかの条文を御覽になればおわかりになると思ひますが、自治庁長官はこの審議会の議

決に對しましては、自治庁長官は十分これを尊重しなければならんと、併し参事のほうに行きますとまあ無論尊重はいたします、非常に背筋に値いすることなら、これは時によればお互いに議論し合つて、向うがそう思ひしておるときでなくても尊重しなければならんといふ義務が私は自治庁長官として持たした。併しながら財政審議会のほうではその意見を十分これを尊重して行かなければならん、そういうわけでは言葉の使い分けをしておるわけでありまして。ただいわけの勧告と、いわゆる意見の差はちよつと私よくわかりませんが、旧法ではこれは地方財政委員会設置法ですか、これはどうなつておるのですか、それを私調べて来ていないのです。

○政府委員(松村清之君) 現在の地方財政委員会はこれは独立の機関でございまして、勧告といふ言葉が使つてあります。勧告といふ言葉は独立の機関の場合に使われるのだらうと思ひます。今度の場合は地方財政審議会が地方自治庁の中にありますので意見を申し述べることでございまして、こういうことになると思ひます。

○吉川末次郎君 説明員である松村君の意見で結構ですが、今私が問題にした勧告と、申出ることが出来るということの相違をもう一度はつきりおつしやつて頂きたい。それは附加を言ひますと、勧告といふ言葉は今まで非常国会でも問題になつて来たと思ふので、労働争議や何かについても人事院の勧告があるにかかわらず云々といふようなことを言われて来たのです。ところがこれは浮田和民さんが昔翻訳したグッドノーの比較行政法の本を見ますと、レコメンデーションといふ言葉は勧告と訳しておるわけなんですね。推薦の薦といふ字に告げる。そのほうが私はレコメンデーションの訳語としてはいいんじゃないかと曾つてこの委員会と言つたことがあるのですが、要するにレコメンデーションと言へば普通勧告と言われておる。日本語から日本人が共通的に考へてゐる觀念と、レコメンデーションと勧告とが違つていふことを私は非常に考へるのでありますが、例えばあなたの方の自治庁に對して、自分の友人で非常にそうした行政事務に堪能な男があるからといつてこれを推薦するやうな意味のときにレコメンデーションといふ言葉を使うわけなんです。私が岡野さんにレコメンデするわけなんです。ところが労働争議等において人事院の勧告といふ言葉は非常に盾にとつて言つておるときには、そういう意味に必ずしも解釈されておらんように思ふので、それでこれを問題にしているわけなんです。そういうこととに觸れて岡野さんからも一度御意見を承れば結構ですが、それに先立つて松村連絡課長、政府委員でないと言ひましたが、あなた政府委員だそうで大変失言いたしました。あなたから承りたい。

○政府委員(松村清之君) これは私からお答をするよりも法制局等が適當だと思ひますが、現在の設置法の關係から考へますと、独立の機関の場合に、まあ勧告といふやうな言葉を使つておりました。只今の財政審議会のこの自治庁の内部の機関の場合には、内部の機関といふのが自治庁の長官に對して勧告するといふことでなくて意見を

○吉川末次郎君 御答弁承りました。が、たしか自治委員会というのは職制上でありましたか、法文の中にあつたかと思ひますが、委員は五名であつたかと思ひます。これが今度十名に増員になるやうであります。それでその五名の自治委員の中には、私個人としても当局に推薦して御採用を願つた私の友人もおるわけですが、平素どういふ待遇を受けておつたのか、又その委員会は月に何度くらい開かれたのか、又實際上どういふ効果を与えておつたかといふやうなことを一つお話を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清素君) お答え申し上げます。自治委員会は只今までの構成といたしまして地方公共団体の六団体ありますが、六人出ております。それから学識経験者を二人……。

○吉川末次郎君 ああそうですか、私の間違ひです。

○吉川末次郎君 それから今の御答弁に関連して極めて小さいことでありますが、今の参事のことを規定いたしました案文の中に「参事は、重要な庁務に關して、自治庁長官に對し意見を申し述べる。」「申し述べる」という言葉が使つてあります。申述べるというのは英語で言うならばステートとていう言葉かと思ひますが、ところが第十八条の地方財政審議会の委員の権限を規定いたしましたものの中に「地方財政審議会は、毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に關して、自治庁長官に意見を申し述べる」というのでござつて、申出るといふのはプロポーズという意味かと思ひますが、その相違、それからこれも旧法等を調べて来る必要があるのであります。私その準備はして参りませんが、考え違ひがありましたらお

決に對しましては、自治庁長官は十分これを尊重しなければならんと、併し参事のほうに行きますとまあ無論尊重はいたします、非常に背筋に値いすることなら、これは時によればお互いに議論し合つて、向うがそう思ひしておるときでなくても尊重しなければならんといふ義務が私は自治庁長官として持たした。併しながら財政審議会のほうではその意見を十分これを尊重して行かなければならん、そういうわけでは言葉の使い分けをしておるわけでありまして。ただいわけの勧告と、いわゆる意見の差はちよつと私よくわかりませんが、旧法ではこれは地方財政委員会設置法ですか、これはどうなつておるのですか、それを私調べて来ていないのです。

○政府委員(松村清之君) 現在の地方財政委員会はこれは独立の機関でございまして、勧告といふ言葉が使つてあります。勧告といふ言葉は独立の機関の場合に使われるのだらうと思ひます。今度の場合は地方財政審議会が地方自治庁の中にありますので意見を申し述べることでございまして、こういうことになると思ひます。

○吉川末次郎君 説明員である松村君の意見で結構ですが、今私が問題にした勧告と、申出ることが出来るということの相違をもう一度はつきりおつしやつて頂きたい。それは附加を言ひますと、勧告といふ言葉は今まで非常国会でも問題になつて来たと思ふので、労働争議や何かについても人事院の勧告があるにかかわらず云々といふようなことを言われて来たのです。ところがこれは浮田和民さんが昔翻訳したグッドノーの比較行政法の本を見ますと、レコメンデーションといふ言葉は勧告と訳しておるわけなんですね。推薦の薦といふ字に告げる。そのほうが私はレコメンデーションの訳語としてはいいんじゃないかと曾つてこの委員会と言つたことがあるのですが、要するにレコメンデーションと言へば普通勧告と言われておる。日本語から日本人が共通的に考へてゐる觀念と、レコメンデーションと勧告とが違つていふことを私は非常に考へるのでありますが、例えばあなたの方の自治庁に對して、自分の友人で非常にそうした行政事務に堪能な男があるからといつてこれを推薦するやうな意味のときにレコメンデーションといふ言葉を使うわけなんです。私が岡野さんにレコメンデするわけなんです。ところが労働争議等において人事院の勧告といふ言葉は非常に盾にとつて言つておるときには、そういう意味に必ずしも解釈されておらんように思ふので、それでこれを問題にしているわけなんです。そういうこととに觸れて岡野さんからも一度御意見を承れば結構ですが、それに先立つて松村連絡課長、政府委員でないと言ひましたが、あなた政府委員だそうで大変失言いたしました。あなたから承りたい。

○政府委員(松村清之君) これは私からお答をするよりも法制局等が適當だと思ひますが、現在の設置法の關係から考へますと、独立の機関の場合に、まあ勧告といふやうな言葉を使つておりました。只今の財政審議会のこの自治庁の内部の機関の場合には、内部の機関といふのが自治庁の長官に對して勧告するといふことでなくて意見を

たグッドノーの比較行政法の本を見ますと、レコメンデーションといふ言葉は勧告と訳しておるわけなんですね。推薦の薦といふ字に告げる。そのほうが私はレコメンデーションの訳語としてはいいんじゃないかと曾つてこの委員会と言つたことがあるのですが、要するにレコメンデーションと言へば普通勧告と言われておる。日本語から日本人が共通的に考へてゐる觀念と、レコメンデーションと勧告とが違つていふことを私は非常に考へるのでありますが、例えばあなたの方の自治庁に對して、自分の友人で非常にそうした行政事務に堪能な男があるからといつてこれを推薦するやうな意味のときにレコメンデーションといふ言葉を使うわけなんです。私が岡野さんにレコメンデするわけなんです。ところが労働争議等において人事院の勧告といふ言葉は非常に盾にとつて言つておるときには、そういう意味に必ずしも解釈されておらんように思ふので、それでこれを問題にしているわけなんです。そういうこととに觸れて岡野さんからも一度御意見を承れば結構ですが、それに先立つて松村連絡課長、政府委員でないと言ひましたが、あなた政府委員だそうで大変失言いたしました。あなたから承りたい。

○政府委員(松村清之君) これは私からお答をするよりも法制局等が適當だと思ひますが、現在の設置法の關係から考へますと、独立の機関の場合に、まあ勧告といふやうな言葉を使つておりました。只今の財政審議会のこの自治庁の内部の機関の場合には、内部の機関といふのが自治庁の長官に對して勧告するといふことでなくて意見を

申出でるといふふうな使い分けをして
おるのじやないかと思ひます。

○吉川末次郎君 岡野さん如何でし
やうか。レコンメンデーション、勧告を

尊重しなければならぬといふこの条
文との関連性においてこれには入つて
おりませんが、よくあるわけなんだが、
尊重しなければならぬといふことは

勿論その通り尊重されなければなら
ぬのだが、勧告という言葉の原語がレ
メンデーションだけであるならば、こ
れはその人を推薦して来たのと同じな

んだから採用しようと思ひと、それ
は義務付けが余りないわけですから
も、それが非常に義務付けられてお

ものであるかのような観念に、多少今
日は強い観念になつておるのじやない
かと思ひので、特にこの行政機構を取

扱う上において一つの課題として御意
見を伺ひたいと思ひます。

○岡本愛祐君 岡野さんのお話の
ように考へておられます。勧告というの
は義務付けるといふことではなくて、

やはり意見を出して、そうして反省を
促すといふわけでもございせんが、
こゝういふ意見でいるといふことを通

に對して従つておるが従つてまいが、それは
受入れるほうが勝手である、こゝう私は
解釈して勧告といふ言葉を使つておる
わけでありませう。

○吉川末次郎君 これも又法案の全体
から言つて余り大きな問題でもないか
も知れませんが、地方財政審議会の会

長及び委員の問題であります。先に
申しましたように、現在までの地方財
政委員会は本法案によつて著しくその

権限が縮小せられておるのであります
が、現行法によりますと、地方
財政委員会の委員長には野村秀雄さん

がなつておられるのであります。極
く通俗の言葉で言へば、委員長は大臣
級、こゝういふことになつて委員もまあ

次官よりは決して下のものではない、
次官と同格あるいはそれ以上のもの、こ
ういふようなまあ待遇をされて来た

思ひのであります。今度これが非
常動になるといふことになつておるの
であります。それで非常動といふ

と、やはり週に一回とか何とかがいふ
うに必ず出なければならぬといふよう
な義務付けをせられるようなことにな

つたのであります。併し今回財政審
議会としまして自治庁に併置する審議
会の委員はこれは無論非常動でござい

ますが、併しこれに付きまして勤務状
況といひまして今までは執行機関であ
つたのでございませう。併し今度はい

わば諮問機関でございませう。或いは
法に規定された通りの事務を遂行
して行きます。つきましては、毎日常

勤して出て来てこの仕事をすること
とは必要はないわけでありませう。無
論我々もまづしてはできるだけ識見の高

いおかたの御意見をしようと思ひます。
一度くらいは出てもらひたいと思ひ
ます。同時に法に規定されております

ところの平衡交付金の総額を配分す
るとか、起債の許可をすることとか、こゝ
ういふ仕事を立て込んで参ります。こゝ

うに毎日出勤を願つて諮問に依つて頂
く。こゝういふことになつてございませ
う。それから待遇といひましては、これ

は独立した機関でなくて普通の諮問機
関でございませう。その各省におけ
る諮問機関と同じような委員の待遇

を考へて行きたい、こゝう考へており
ます。

○岡本愛祐君 この前の連合委員会
で事務的のことをお尋ねしたんですが、
このときは岡野國務大臣、野田國務大

臣においでになつたのでございませ
う。今日はその質問をいたしたいと思
ひます。先ず野田さんにお尋ねする

んですが、先ほど同僚吉川委員の御質
問にお答えになりました。行政委員会
は今までの経験に基いて余り役に立

たぬから今度これを廃止するんだ、ア
メリカ側でも批判があつて廃止の傾向
にあるといふふうなお話なんですが、

今までの経験に基いてどういふ弊害が
委員会にあつたか、又このたび弊害な
しとして残される委員会はどんなもの

があるか、それから伺ひたいと思ひま
す。

○岡本愛祐君 先ほど御説
明申上げましたように、行政委員会は
終戦後に我が国に新しく始められた

制度でございませう。この運営に
つきましてはいろいろ問題がありま
して、委員会の数も現在二十三あるの

でございませう。それ、その働きをい
たしておるのであります。それ、
いろいろ問題があるやうであります。

○岡本愛祐君 これは釈迦に説法で
す。これにつきましても、その具体的
内容に入ることになります。全体的

に申しましては、かなりいろいろ批判の
対象になつておる問題もあつた。その
で、この制度自体がまあ合議体である

といふやうな点、それからそれが政
府から独立したやうな形になつておる
といふやうな点、或いは決定等に迅

速を欠くやうな点もあつた。再
検討をされた結果この種の行政機関は
審判的機能を営むものに限つて残

りまして、その結果残ることになり
ました。その結果残ることになりま
したものは、公正取引委員会、土地調

整委員会、船員労働委員会、中央労働
委員会、公共企業体仲裁委員会、公共
企業体中央調停委員会、公共企業体地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

方財政委員会、これは特殊中の特殊の
ものと思ひます。併しこの從來あります地

途中であります。今にわかこれに廃止して、只今だん／＼と御説明のありましたような地方自治の附屬機關、隸屬機關として、根本的の地方財政の調査もさせないで、一週間に一度くらい引出して自治局長官の御意見を拝聴するといふような機關では、これは地方自治の擁護機關とは違ひ離れた存在にこの地方財政審議會といふものはなつてしまふ。私は地方財政の確立こそこの民主政治の推進力でありまから、これはどうしても特別なものに扱わなければならぬ。こう思ふのであります。その点について野田さんはどういふ御認識でこれをやられたか、又岡野國務大臣はどういふうに、そのことを考へておられるか、これを伺いたのであります。

○國務大臣(野田一君) 地方財政委員會の設置につきましては、只今御紹介がありましたような企圖を以てされたことと存じます。併しながらその後におきまするい／＼な運営の状況、或いはこれを取組む日本の現在の行政組織の態様、その動き等から考へまして、今後の政策として、政府の方針といたしましては、従来の形を改めまして只今提案をいたしておりますような形のほうがより緊密に、より実情に即して地方財政も運営ができるし、又地方財政の擁護もできるのじやないか、かういふふな考へに立至つておるわけでありまふ。(官僚主義の見地からでしよう、それはと呼ぶ者あり)

○國務大臣(岡野清之君) お答え申し上げます。財政委員會ができました當時の情勢はさうでございませう。併しながらこれはいわゆる先の見通しをさういふようにつけてやつて來たのでございませうが、その後諸情勢が大部分變つて参りましたことと、それからもう一つ、私過去二年間地方財政を担当しておる國務大臣といたしまして、地方の自治行政を確立し、同時に財政を確立して行きたい、かういふことに実は非常な熱心な努力を續けて参つたのでございませうが、不幸にして一般の期待に反して十分地方財政の確立を見る事ができなかった。この点につきまして私はかういふ考へを持っております。成るほど財政委員會は独立した機關であつて、内閣に対しても對抗的の立場を持ち、大体その對抗的の立場に立つために、独自の見解を國會に打付けて、さうして二重予算を國會に出して、さうしてこれを争う、かういふような制度でございませう。形の上から見ますと如何にも強力さうに見えるけれども、併し政治情勢並びにいろいろな情勢から考へますといふと、これが何らの効果を挙げなかつたのであります。と申しますのは、今の情勢といたしまして、國會を使つて内閣を抑えるといふことは、これは多数党内閣によつてできているところの政治でありまして、それで私は國務大臣として、地方財政を担当して國會に對して責任を負つておるやうな責任を負つておるならば、これはもう少しがあらがれば自分自身が十分な責任を持つておるならば、これはもう少し立派な地方財政が確立し得ると私は考へております。と申しますことは、財政委員會は成るほど形式上は内閣に對して對抗的立場にありますが、先ずこれを内閣に、閣議に反映して、先ず手算でもできるときに、如何に有力に又

自分の地方財政の確立のために意見を發表しようと思ひましても、一つの機關を持つておりません。ただ私を通じてやるだけのことであります。併しながら私を通じてやらねばならぬ、十分責任を持つてやらねばならぬ次第でございませうけれども、併しこれが若し私自身の全責任を持つてやり得るとするならば、もつと有力に内閣に意見を反映し得ることができると、かう考へておりますので、私は今後は私が全責任を持つて、さうして内閣でやつて行く、若し内閣で敗れますならば、これは内閣は大体多数黨の内閣でございませうから、多数黨が即ち國會の意思でございませうから、國會の意思に對して反撃するやうなことはできぬといふやうな、理窟の上であります。さういふ結果になりますから、私は今度の改正のほうは地方財政を擁護して行くには非常に力強い結果になる、かう考へております。

○岡本愛結君 その御見解は私は非常に重大な認識の問題で、民主主義の原則に違ひないやないかという気がするのであります。(中央集權の復活かと、呼ぶ者あり)それはさういふ考へだと、議論は又平行線になると思ふのであります。私はやはりかういふ民主主義の時代におきましては、地方の聲といふものを十分に取入れなければならぬ。その地方の聲を取入れる、地方公共団体の聲を取入れるその機關として地方財政委員會といふものがあるものであります。やはりこの自治庁は地方自治の擁護の機關であることは私も認めますが、併しやはりこれは政府の一つの機關に過ぎません。隸屬機關に過ぎません。その長官といへどもやはり

さうであります。だからまあ多数黨の内閣であつて非常に強力な、大蔵大臣でも何でも機嫌よくばすやうな自治庁長官がおられれば御指摘の通りかも知れませんが、ともすれば大蔵大臣のほうの力が強いのであります。岡野國務大臣が過去一年何月、非常に御健闘なすつたことは我々も認めるにやぶさかではございませう。併しその御健闘なすつた背後には、やはり地方財政委員會、つまり直接に地方公共団体の利益を擁護する、又それを反映するその機關の力がプラスをされていたからだと思います。又その力は法律上強力な勧告の権能を持つていたのであります。それは直接内閣總理大臣にも勧告ができて、又國會にも内閣を通じて勧告ができて、而も内閣總理大臣も國會も、その勧告を尊重しなければならぬといふことが法律上明記してあるものであります。この強力な力を以て私は岡野國務大臣が背後にそれを背負つて、お苦しいではありませうが、板挟みにはおなりになるであります。が、健闘なすつたから今までの実績を挙げられた、かういふふうにお思ふのであります。それはおつしやいますようにまだまだ我々がやつて頂きたい、地方財政の確立のためにもつと勵を得て望む点はあつたのであります。が、ともかく大体よくやられた、それはやはり地方財政委員會があつたから、かういふふうに我々は思ふのであります。その点認識は平行線になつております。併し私は民主政治の時代においてはさういふあり方ではなければいかん。地方自治は皆のやうに内務省の指揮監督下にあるのじやありません。總理大臣の指揮監督下に今度入るといふわけじ

やありませんが、ともかく地方自治と國家との關係は、民主政治のあり方の根本であります。それは地方自治も國家の枠内にあります。國家の枠内における地方自治ではありますけれども、併しこれは國家と離れたやうな自治体であります。そこでその自治を擁護するにはどうしても政府と違つた独立の擁護機關といふものがなければならぬ。これはほかの行政機關と違ひありません。この認識が私は政府に足らない。それを非常に残念に思ふのであります。又地方自治を担任しておられる岡野國務大臣の御認識が、この点で非常に乏しいといふことを只今発見して、非常に私は残念に思ふのであります。併しそれは議論になりません。私も私には私だけの信ずるところを行くより仕方がない。併しさういふ御認識では根本が違ひますから甚だ困るのであります。私も私は飽くまで地方財政委員會は置かなければならぬ。節約になると言いますが、どのくらい節約になりますか。簡素化といふことはどのくらい簡素化になるか。それを一つ野田國務大臣に地方財政委員會を廃止してどのくらい節約になり、どのくらい簡素化になるか、それを伺いた

○國務大臣(野田一君) ちよつと數字に互る問題でありますので政府委員から……(政府委員はどうした「簡素化」にならぬのだよと呼ぶ者あり)

○政府委員(松村清之君) まだよく検討はしてありますが、大体四百万円くらいの人件費が節約になるのじやないかと思つております。まだはつきり検討はいたしません。(何だ、そんな子供の小遣いじやないか)と

第三十二部 内閣・地方行政連合委員會會議録第八号 昭和二十七年六月五日 【參議院】

呼ぶ者あり)

○吉川末次郎君　ちよつと岡本委員の発言に關連して……。お許しを願つて発言させて頂きたいと思いますが、岡本委員及び私からいたしました質問、委員会制度全般の廃止に關する今の政府の見解、特にこの法案に盛りれておりますところの地方財政委員會の廃止に關する政府の見解は極めて私は重大視されなければならないものだと思つてあります。私及び岡本委員に對する野田國務大臣の御答弁のうちで、委員會制度というものは果によつて非常によくない点がたくさんあつたというやうな理由に基いて、広汎にこれを廃止される見解を持つておられるようでありますが、それは冒頭私が申しましたように、新らしく採択されたとところの米國の制度における委員會制度というものの精神が十分によくわかつていない。従つてその運営もよくわかつていないといふことから、十分にその持つてゐるところの効用性を發揮するやうな方途を政府が今日まで講じて來なかつたから、野田さんが考えられるやうな結果が来るのではないかといふことが一つ。それから又野田さんのやうな見解は、やはりこれも先に私は冒頭に言いましたやうな新憲法に基くところの民主主義的な頭の切替えが行われておらないところの旧態依然たる中央集權的な旧プロシヤ的国家主義に基くところの官僚主義の觀念からせういふものがでることを排斥したいといふ見解から私は明らかに言われておるものであると斷定しても過らないと私は考へておるのであります。それに對する御意見は、先ほどの御答弁による御意見は、私は間違つておる、岡本

さんと同時に、これは間違つておる見解であつて、内閣委員会の諸君がこれを議定されるときに、十分それを大きく取上げて慎重に御考慮願ひたいということを、私の立場からも希望いたしておきたいと思いますが、それに附加加えて野田さんがアメリカのフーバー委員会で、こういうものはだん／＼廢止したほうがいいというところの見解が盛んになつて来ておるといふような御説を述べて頂いたのであります、それに對するところの的確なる資料を一つ我々に出して頂きたいと思うのであります。どういふような反對論があつて、どういふことになつておるかといふことであります。これは米国の行政機構において非常に広く採用されているところの問題であり、又我が國の問題といたしましても、中央の行政機構におきましても、国家公安委員會であるとか、或いは地方財政委員會であるとか、そのほか多数の委員會が、あります。又地方行政組織の上におきましても、或いは教育委員會であるとか、或いはそのほかいろいろ／＼同様なコミッション・ガバメントの報告が採用されておるのであります。それに對しまして今のような否定的な見解を政府が持つて臨んでおられるということ、極めて重大なる問題であると思ひますので、御引用になりました米國のそれに対するところの見解と実情についての的確なる資料の提出を願ひと共に、この席上において野田及び岡野両國務大臣からお述べになりました委員會制度に關するところの見解、地方財政委員會廢止に關する見解に對しましては、私たちは強硬なる反對意見を持ち、又それは全く誤れるところの官僚

主義の謬見に基くものであるといふことを申上げておきます。資料の御提出を願います。

○岡本雙祐君 質問を続けますが、実は地方財政審議会については私は反対であります。地方財政委員会を残せという説でありますから、地方財政審議会について質問するのは筋違いであります。併し原案として出ておりますから、仮に地方財政審議会を設けるとすれば、どうするか、又どういうつもりであるかということをお尋ねしたいと思ふのであります。地方財政審議会は、これをよく読んで見ますと、結局地方財政委員会に代つて少しでも地方自治体の利益を擁護し、その意見を直接に反映させる機関だ、こういうふうに思ふのであります。それに間違ひはありませんかどうか。岡野国務大臣からお答えを得たいと思います。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申上
ぎます。その通りでございます。

○岡本愛祐君　そういたしますと、これではこういうような十五条以下の組織権限では甚だ足りないのではないのか、形だけ利益を擁護し意見を反映させる審議会を作つたといふふうに思われますが、中身はそうではありません。非常勤である、それからこの任命する人も政府の勝手に総理大臣が任命する、これはほかの重要な審議会とか、委員会の委員を任命するとは違つておられます。重要な審議会であれば必ず国会の同意を経ることになつております。総理大臣が任命するに當つて国会の同意を経る、それがそうなつていない、それはどういうわけであるか、それを先ずお尋ねいたしたい。

○國務大臣(岡野清森君)　お答え申上

げます。學識経験者はそうでございしますが、公共団体から出しますところの委員は、これは地方公共団体に推薦をさして、そうして任命することになりますから、実質において公共団体の代表者というものは、地方公共団体が自分自身で出した、こういうわけでありまして、国会の御意思を容れる容れんは別問題といたしまして、国会において反対しても少くとも地方公共団体がこれを入れたいということ、即ち地方公共団体の代表者というものはその方面から来ますから、考えようによつては力強いと思います。

○岡本愛祐君　それは私の言葉が足りませんでしたが、地方公共団体が共同推薦したもの、これは問うてないのでありまして、残りの二名の委員をなぜ国会の同意を経て総理大臣が任命するにしないかとなつたか、正確に言えばそういう質問であります。

（自派大臣（阿部、大隈））主答へ申
げます。これは主として地方公共団体の利益を擁護するといふものは一番大事なわけでございますから、地方公共団体が推薦する委員に強力な人があれば、それで私は十分である、あとは諮問機関でありますから、国会の同意を得る必要もなし、私の諮問機関として総理大臣の適當の者を選べばこれで事足りると思っております。

○岡本更祐君　初めから諮問機関ときき
めておられますから、恐らくそういう
答えが出ると思います。自治庁長官の
諮問機関は総理大臣が国会の同意を経
て委員を任命するといふのは大げさだ
と、こういうようなお心持で出ておる
のだらうといふことは推察しておつた
のであります。それが私どもには不満

であります。単に自治庁長官の諮問機関、自治庁長官の附屬機関というよりなことで、地方の利益代表として立派な働きができるかどうかということであります。つまりすべて諮問に依じてでなければ意見が出し得ない。それでは全く地方財政審議会をお作りになつても強力な利益擁護団体にはならぬといふ。積極的に意見を出し、又或る事項については必ずそれを自治庁長官が委員の総意に聞いて、その議決に従つて自治庁長官も行動するのだというところにならなければならぬと思ふのでございませう。十七条におきまして事項は、自治庁長官が無理をしてやろうと思えばできるでしょう。左の事項については議に付することになりまして、その意見を尊重しなければならぬだけでありまして、それを採用するか採用しないかは自治庁長官の任意である、こういうふうに思ふのであります。これでは何ものならぬとは申しませんが、地方財政審議会の利益擁護機関たる実を発揮することはできないのでありまして、少くともこの中で平衡交付金の配分に関するような事項、又起債の許可に関するような事項、これは地方財政審議会の意見に聞いて、つまり議決をさして、それを自治庁長官が尊重でなくて、必ずそれに従わなければならぬ、こういうふうにするべきものだと思ふのでありますが、その点に関する岡野長官の意見を伺つておきます。

○国務大臣（岡野清兼君） 答え申し上げます。私はこの際私の見解を一つ述べさせて頂きますが、どうも地方公共団体と政府というものは相敵対しておる存在のごとき観念が前提に潜在意識

としてあるから、いろ／＼議論が出て来るのじやないかという事を、私はいつも心配しておるのであります。御承知の通り政府というものは地方自治行政というものにはやはり責任を持つておるのである、これはやはり全体の政府の責任でございます。そこで私は地方公共団体と政府というものは相対立する、敵対行為の独立の個体であるとは認めないで、政府は結局地方自治行政も合せて全般的行政をしておる存在である、こういたしますならばその閣内において自治庁という一つの庁舎を設けて、同時にそれが地方擁護のために大いに努力するのだ、こういう前提に立ちますならば私は地方自治庁というものが閣内において、そして非常に地方自治のために努力している、その努力するためにはいろいろ諸問題関を置いて、そして参事も置きまして、地方との連絡を十分密に、そして地方自治庁というものは地方行政がすつかりよくわかつて、そして主張並びに要求に対して自治庁が代弁して閣内において全般的行政の一部分として我々がその自治の擁護をして行きたい、こういう立場におりますならば、私は財政審議会というものを置いて、そしてその財政審議会の意見を聞いて閣内において全般的行政の一部分としてこれを有力に推進して行く、こういうことで私は割り切れて行くのじやないかと思ひます。

ども国家の枠内にある、国家の枠内における地方自治であります。だからその意味において国は地方自治の発展を希望し、そしてこれの適当な指導に當る必要、又適当な助成に當ること、これは必要であります。併し政府が地方自治の責任を持つということになつて来たらこれは大変です。金が足りないと言われたらどう／＼やらなくちゃなりませんし、そして何か不正が起れば皆政府の責任だせうことにはならぬのであります。恐らく言葉の用い方が不正確から来ておるのだと思ひますが、そういう意味にはお考えになつていないと思ひますが、地方自治の責任を持つのは地方自治体自身であります。これを助成し、これを指導することとはこれは国家の枠内にある地方自治体でありますからこれは国家がなすべき当然の責務であります。併し例を自治の一番今の問題になつておる帝都の警察にとつて見ますと、帝都の警察、これは自治体でやつております。政府は責任を以ていながらこれに一文も金は出しておりません、警察には……全部都民の負担であります。で、この間のようなメーデー事件が起りましたときに、これはラヂオで増田幹事長が、又官房長官もたしか言つておりましたが、あれは実は国家の責任というのじやない、警視庁の責任なんだ、こういうことを言つておるのであります。私はそれは間違つておると思ひます。間違つておるのはなぜかと申しますと、これは私だけの議論であります。が、治安の維持の責任というものはそれは実は自治体だけのものじやない。自治体だけのものとして実は今の警察法ができてゐるのはそれは実は間違ひであ

ると私は思つております。併しともかく今の警察法では大都會、中都會における警察というものは自治体の責任にしてあるものであります。だからその地方自治の責任を政府が持つのだということは言ひ過ぎであります。何もかも全部地方自治に關して自治庁長官が責任を以てやり切られるというところはこれはやはり昔の官僚行政時代の考え方でありまして、自治は自治なんでありまして、それを助成するため、助成を請うために地方財政委員会というものがあつて、そして政府に対して強力な主張をし、又自治の擁護のために勧告もする、地方財政委員会がその責任を持つてゐるのであります。だからその考え方がどうもこの法案には取入れてない。すべて自治庁長官が自分の全責任で、つまり過去の官僚の行政時代と同じく自分の全責任でやつて行くという考え、それに対して地方財政委員会は廃する關係上、又地方自治委員会を廢する必要上、この地方財政審議会を設けたり参事を設けたりせられるのであります。それはお坐なりみたいなのであります。私は少なくともそれはいけない、希望は地方財政委員会を存置すべきだといふ主張であります。百歩譲つて若し地方財政委員会がいろ／＼の關係でやめになつてこの地方財政審議会というものに変えるということに万一つても、これは実に私はこの内閣委員会のかた／＼にお願いするのであります。が、是非とも地方財政委員会を残して頂きたいのであります。この地方財政審議会では足りないものであります。この問題は地方行政委員会の主たる審議事項でなく内閣委員会の審議事項で

ありますので、この十五条以下の規定ではないけない、是非ともつと地方財政委員会が本當に地方自治団体の利益の擁護ができる強い機関にしてもらなければならぬ、こういうことを希望したいのであります。これ以上岡野國務大臣に御質問申上げても平行線になるように思ひますから、これで私は午前中この委員会は終りたいといふお話もありませんから、この程度にいたしておきます。

○若本勝藏君 余り時間がないようでありまして……私はこの提案理由を読みまして疑問に思つたのは、政府は先に講和条約発効後の新情勢に対応するため云々、こゝろやつてあるわけでありまして、これまでの地方財政委員会を廢して審議会に振替えた場合に、経済的にどれだけの節約ができるのかという点に對する政府委員からの説明では約四百萬圓ぐらゐである。誠にこれは貧弱なものであつて、経済的に考へてもこの新情勢といふものは問題にならぬのであります。そこでこれは占領の枠が外されたから従来の官僚政治を變へようという立場に返るのか、こゝろやつてある疑問も起るのであります。又別の観点に立ちますと非常にこの地方行政の財政方面の行き方を簡素化して、いわゆる戦争が起るといふような場合を予想して戦時体制といふようなことを考へて、そして戦時中非常に地方財政の規模を縮小して殆んど國のほうの大きな規模に持込んだ、こゝろやつてあることも考へておるのかどうか、この新情勢に對応するといふことについていろ／＼のこゝろこゝろ疑問が起るのであります。これは一体何を指しておるのか、こゝろ

○國務大臣(野田卯一君) 新情勢に對処するとして申しますのは、日本の講和条約が発効いたしましたので、日本といたしましては、速かに日本の責任において處理し、速かに日本の國の今後の復興を圖つて行かなければならぬ、こゝろこゝろ事態を指しておるのであります。

○若本勝藏君 そうですね、こゝろこゝろの責任に對してやつて行くといふような場合には、言ひ換へると先ほどからいろ／＼質問があつたように中央集權化して行くことが、みづからがみづからの責任を負つてやつておることに該當することになりはしないか。先ほど来いろ／＼地方財政委員会を廢止するといふふうなことに對する反對の意見が委員のかたから申上げられておりましたが、私もその点には同感なのであります。今の御答弁ではどうもこゝろこゝろに受取れますが、如何でございませうか、伺ひたい。

○國務大臣(野田卯一君) お答へいたしますが、中央集權化とは何と云ふことを申してゐるのではなく、自治体の実績に即して、日本の國の國といたしまして、日本の國民生活の安定を早く図りたい、こゝろこゝろ趣旨であります。

○若本勝藏君 そうですね、いよいよ自分の力によつてやつて行くといふ場合には、在来占領されてゐるより以上に私は民主主義の形をとらなければならぬ、こゝろこゝろに考へられますので、それを簡略にして官僚政治化へ行くことが最もこゝろこゝろな日本の現状に合う、こゝろこゝろな考へな

のであります。この点が非常に私は疑問に思ふのであります。

○国務大臣(野田一) 地方行政の制度におきまして、今度の地方財政委員会を廃止いたしまして、自治庁においてこれを所掌するというふうにしたのは、過去の何年間の経験に照らしまして最も地方財政を擁護し、これを指導し助長して行くという観点からいたしたと、今回の地方自治の制度が適当なりと認めて提案をいたしておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 大分その辺で意見の開きがあるようですが、時間もありませんので次のほうの質問に入りますが、この地方財政委員会に振り替えて地方財政審議会を設けることになつております。これは職員組織も持つておらない、又非常勤である、こういうふうな一つの審議会に対して重要な十五項目以上の付議事項が示されてある。それから又十八条には交付金の総額の見積りに対する意見の開陳ができるような事項も出ておるのであります。一体こういうふうな非常勤であり、或いは職員組織を持たない、僅か五人ぐらいの委員に対して何を一体、どんな意見を求めるつもりでありますか、私は非常に疑問に思ふ。こうなりますと、ただ政府機関の立てたところの意見を拝聴する、そうしてそれとまあいいではないかというふうな、むしろ顧問のような形になつて参るのではないかと、こういうふうな考へるのではありませんか、本気で考えまして一体こういうふうな十五項目以上の重要な事項に対して、これだけの組織では何ら意見を申述べる事ができない、資料も調査も何も集めることができない、御意見にいろいろマツチするよう

にできると存じます。その点は何ら今までの財政委員会と財政審議会との制度において差はないわけでありまして。

○若木勝蔵君 そうしますと、今の御答弁で、この財政審議会において、職員組織はいわゆる自治庁の組織を十分使えるということに了承していいことになりませんか。

○国務大臣(岡野清) ちよつと御質問の趣旨がわかりませんので、こゝには立派なおかたにお出ましを願ひ、又これは公共団体からの御推薦を得て、十分地方公共団体の意思を持つたところの委員を選んで行きたい。そしてそれに対してお助けいたすところの職員は、地方財政委員会に今まで従事しておりました職員を全部こちらへ併合いたしまして、それが又お世話に申上げる、こういうことになりませんか、何らその点において遺憾はないと私は考へております。

○若木勝蔵君 次にやはり財政審議会の件について御質問申上げたいのであります。平衡交付金の総額の見積りというふうなことで、これを配分決定するといふふうなことは表裏一体であつて、分割されるべきところのものではないように私は考へられるのであります。ところが財政審議会の付議事項の方面には配分に関するところの命令のことが出ておるのであります。けれども、交付金の総額の見積りのほうはこれが入つておらない。そして特にこれは十八条によつて「意見を申し出ておる。そうしますと、何故に一体

この総額を見積るほうを付議事項に入れたかつたか。ここにこういうふうな疑問が起つて参る。この点はどういうふうになつておりますか。

○国務大臣(岡野清) お答え申し上げます。総額の見積につきましては、各地方公共団体から資料が一種類出るわけでございますから、その見積りに対してその疑問の余地は出ない。同時に公共団体から選出されましたところの委員が眼を見張つていらつしやいますから、これが一向差支えないと思ひます。併しそれにつきましても、やはり意見を申出て、それは違つていゝと、これは見方が違つていゝとか、いゝやうなことを注意されることは一向差支えありません。ただ配分の点におきましては、御承知の通り中央政府の自治庁長官が勝手なことをしはせんか、又不公平をしはしないか、もう少し穿つて申上げますと、党利党略によつてそういうことをしはせんか、こういう御疑念がありますから、これを公正妥当にするために十分中央審議会の意見を尊重しなければならぬ、このやうなことにしまして、これに疑念を起させないように、そして公正妥当に配分して行く、これに特に重点を置いておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 その次に伺いたいのは、意見の尊重であるとか、或いは意見の申出といふことは、申出のしつ放しであり、或いは意見を尊重したのだというふうな一片の言葉で、何らそこには実効をもたらずものでないやうに私は思ふのであります。併し在来の地方財政委員会でありまして、併し在来の地方財政委員会のほうから、警察法を改正してやうして殆んど公安委員会あたり

な勧告権を有しておつた、政府に対して或いは国会に対して……、そうするとは十分周知することができた。併し今度の審議会においては、そういうふうな国民に周知させるところの意見の申出であるとか、或いは配分の決定の考え方であるとかいふやうなことは公表される機会はないと私は思ふので、これはどういふやうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(岡野清) 意見の公表といふことは、やはり財政委員会といふものと政府といふものが対立しておる、そして政府はそう考へるけれども、我々はこう考へたといふことを意思表示しても、これは公表でございませう。今度できました審議会ではこの公表の点を抜きまして、併しこれは同じ自治庁の中にある一つの機関でございまして、これは別のものではない、これからこれは公表を必要としない、このやうなわけで私は公表を除いたわけでありまして。

○若木勝蔵君 それではいよいよ私は今の御答弁で財政委員会を財政審議会に切替へたことに重大な欠陥を発見するのであります。これは意見に互るのでこの辺で終りたいと思ひます。結局のところ、私は在来のこの地方財政委員会が盲腸的な存在である、無力なものであるといふことも言われて来たけれども、いよいよこれは盲腸的存在になつたのではないかと考へるのであります。この財政審議会に切替へたことによつて、とにかくこれは政府のいわゆる調和後におけるところの諸情勢に対応するためであるか、警察法を改正してやうして殆んど公安委員会あたり

し、御意見にいろいろマツチするようにはできると存じます。その点は何ら今までの財政委員会と財政審議会との制度において差はないわけでありまして。

○若木勝蔵君 そうしますと、今の御答弁で、この財政審議会において、職員組織はいわゆる自治庁の組織を十分使えるということに了承していいことになりませんか。

○国務大臣(岡野清) ちよつと御質問の趣旨がわかりませんので、こゝには立派なおかたにお出ましを願ひ、又これは公共団体からの御推薦を得て、十分地方公共団体の意思を持つたところの委員を選んで行きたい。そしてそれに対してお助けいたすところの職員は、地方財政委員会に今まで従事しておりました職員を全部こちらへ併合いたしまして、それが又お世話に申上げる、こういうことになりませんか、何らその点において遺憾はないと私は考へております。

○若木勝蔵君 次にやはり財政審議会の件について御質問申上げたいのであります。平衡交付金の総額の見積りというふうなことで、これを配分決定するといふふうなことは表裏一体であつて、分割されるべきところのものではないように私は考へられるのであります。ところが財政審議会の付議事項の方面には配分に関するところの命令のことが出ておるのであります。けれども、交付金の総額の見積りのほうはこれが入つておらない。そして特にこれは十八条によつて「意見を申し出ておる。そうしますと、何故に一体

この総額を見積るほうを付議事項に入れたかつたか。ここにこういうふうな疑問が起つて参る。この点はどういうふうになつておりますか。

○国務大臣(岡野清) お答え申し上げます。総額の見積につきましては、各地方公共団体から資料が一種類出るわけでございますから、その見積りに対してその疑問の余地は出ない。同時に公共団体から選出されましたところの委員が眼を見張つていらつしやいますから、これが一向差支えないと思ひます。併しそれにつきましても、やはり意見を申出て、それは違つていゝと、これは見方が違つていゝとか、いゝやうなことを注意されることは一向差支えありません。ただ配分の点におきましては、御承知の通り中央政府の自治庁長官が勝手なことをしはせんか、又不公平をしはしないか、もう少し穿つて申上げますと、党利党略によつてそういうことをしはせんか、こういう御疑念がありますから、これを公正妥当にするために十分中央審議会の意見を尊重しなければならぬ、このやうなことにしまして、これに疑念を起させないように、そして公正妥当に配分して行く、これに特に重点を置いておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 その次に伺いたいのは、意見の尊重であるとか、或いは意見の申出といふことは、申出のしつ放しであり、或いは意見を尊重したのだというふうな一片の言葉で、何らそこには実効をもたらずものでないやうに私は思ふのであります。併し在来の地方財政委員会でありまして、併し在来の地方財政委員会のほうから、警察法を改正してやうして殆んど公安委員会あたり

な勧告権を有しておつた、政府に対して或いは国会に対して……、そうするとは十分周知することができた。併し今度の審議会においては、そういうふうな国民に周知させるところの意見の申出であるとか、或いは配分の決定の考え方であるとかいふやうなことは公表される機会はないと私は思ふので、これはどういふやうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(岡野清) 意見の公表といふことは、やはり財政委員会といふものと政府といふものが対立しておる、そして政府はそう考へるけれども、我々はこう考へたといふことを意思表示しても、これは公表でございませう。今度できました審議会ではこの公表の点を抜きまして、併しこれは同じ自治庁の中にある一つの機関でございまして、これは別のものではない、これからこれは公表を必要としない、このやうなわけで私は公表を除いたわけでありまして。

○若木勝蔵君 それではいよいよ私は今の御答弁で財政委員会を財政審議会に切替へたことに重大な欠陥を発見するのであります。これは意見に互るのでこの辺で終りたいと思ひます。結局のところ、私は在来のこの地方財政委員会が盲腸的な存在である、無力なものであるといふことも言われて来たけれども、いよいよこれは盲腸的存在になつたのではないかと考へるのであります。この財政審議会に切替へたことによつて、とにかくこれは政府のいわゆる調和後におけるところの諸情勢に対応するためであるか、警察法を改正してやうして殆んど公安委員会あたり

の権限を首相の手に収めたり、或いはデモの取締に對するところの都道府県の條例を廢して國の一本の形にこれをせしめたり、或いは又自治體警察をでき得る限り國家警察に集中せしめたり、或いは破防法によつて團體のそういう方面を規制してしまふ、こういうふうなことを並んで如何にもこれは講和、いわゆる獨立後の諸情勢に應ずるの必要を知らないけれども、まあ中央集權化の形にだん／＼だん／＼直されて行くといふことにつきましては、これは日本の民主政治の上に重大な問題だと思ふのであります。この点から考えまして、本日この審議されておる財政委員會を廢して審議院に切替へるなどといふことも、これは誠に地方行政から見て重大なことだと考へておるのではありません、その点は非常に遺憾だと思つております。以上要望申し上げ、私の質問を終わります。

○中田吉雄君 委員長の要請がありまして短い時間に二つばかり御質問いたしたいと思ひます。現行地方制度は御存じのようにシャウプの勧告によりましてその一つの地方税の体系と、それから神戸委員會を中心にしたしましてその勧告に基づいて國と府縣と市町村の事務の再配分をやつて、地方自治の円滑なる發展を期する、それからもう一つは地方財政委員會、この三本足によつて現在の地方制度はなつておると思ふわけでありませう。敗戦以來六九年私、全般の總司令部の政策を見まして、非常に全般におきましては我々は多くの敬意を表すべき改革がなされたと思ふわけでありませう。そういう点で私は先に申しましたような地方税の体系、神戸委員會の勧告に基づく行政事務

の再配分、それから地方財政委員會によつて一千数百億の平衡交付金が黨派的に配分されず公平に配分されて、必要以上に地方政治に黨派的な色彩を持つことを防止する、この三つの地方制度は我々といひましたし、若し千の異論のある点があつても、それは是正しながら全体といたしましてはこの体系を強く推し進めて、そして地方自治の發展を期すべきだ、こういうふうな考へるわけでありませう。従つてこのたび出ました自治庁設置の二十四カ条から成りますところのこの法案の骨子は、結局選舉管理委員會と地方自治庁と財政委員會を一本にして旧内務省、小内務省を復活するといふ観点からいたしまして、最初に先づ地方財政委員會がなくなり、そして神戸委員會の貴重な勧告があるにかかわらずそれも実施されず、そういうふうなことを地方税法というものは、大体神戸委員會の勧告を基礎にしたようなこの財源の配分をやつて行きます、従つてその二つが崩れて行きます、地方税の体系も結局あれではやれな

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申上ります。神戸勧告が實現してないこととは甚だ遺憾でございますが、併し事各省に互ひます非常に複雑な仕事でございますまして、なか／＼各省間の事務のやりとりなんか、又都道府縣と市町村との間のやりくりにつきましては先成案を得ておりません。併しなまら先日も申上げました通りに、シャウプ勧告によりますところの地方の財政を基礎としたところの自治の強化といふことに對しては、信念をいたしましては何ら變つておりませんから、この次にできます地方制度調査会にいわゆるシャウプ勧告といふものの体系を崩さず地方税法を守り、同時に地方財政が立派に確立するような事務の再配分と併せて税法を改正して行きたい、こう考へております。

○中田吉雄君 時間がもうありませんので、私はこの改正は明らかに旧内務省の復活である、若木、吉川委員が申されたように、中央集權的な、或いは軍事的な機構と極めて深い関連があるといふことを旧内務省との比較によつて申上げますと、岡野國務大臣はそういうことではないと言われたが、果してそうであるかといふことを御質問いたしまして私の質問を打ち切りたいと思ひますが、御存じのように旧内務省は選舉の事務を一手に握つておりました。それから補助金その他の財政の問題を握つて、更に警察を握つて、選舉になりまして内務省の警保局が全国の警察官を動員いたしましたして強力な選舉干渉をやつております。補助金によりましてその時の内閣の政策、その時の内閣に属する立候補者を強力に推し進めて行かないならば國の援助をとめるとかいうようなことによつて、

私は旧陸海軍と共に日本を誤つた大きなものは内務省であると思ふわけでありませう。そういう点で總司令部におかれて日本の民主化といふ点から、そういう多くの過失を犯した内務省を解体いたしまして、日本の平和的な民主的な機構を作られたといふのは誠に私は根本に触れた改革と思ふわけでありませう。若し法案にあるように選舉管理委員會も自治庁の中に包含し、地方財政委員會を解体して財政審議院に持つて来て、そして若木委員も申しましたように、警視庁の總監その他を内閣総理大臣が任免するといふようなことになりまして、殆んど旧内務省の時と同じ恰好に私はなると思ふわけでありませう。一千二百五十億の平衡交付金、或は一般交付金につきましては單位費用は法定されておりますが、補正系数或いは特別交付金といふものはかなり裁量がある。そういうもののが権限のない諸機關として財政審議院に開いて、そして一応の形式は整えられるが、極めて黨派的に一千二百五十億の平衡交付金が流されて行くといふようなことになりませうならば、地方自治体といたしましては、どうしても背に腹は変えられないといふようなことで、殆んどその時の内閣に、公共團體の選舉があるたびごとに一辺倒せざるを得ないといふことになる弊害が私は免れないと思ふわけでありませう。例へば高知縣の知事選舉、或いは広島縣の選舉において、野田大臣は言われなかつたと思ふが、我が黨の推薦している候補者を支持しないならば平衡交付金や災害復旧の問題等はちつとも見てやらない、こういうことを言われて、却つて広島と高知縣

では意識の高い地方住民の反響を受けまして、そういう黨派的なことが必要以上地方自治体に持込まれるといふことが防がれたことは誠に結構なことだと思ひますが、併しながらこの一千二百五十億といふものが單位費用だけは法定されておりますが、補正系数並びに約一割に及ぶところの特別交付金といふものが必ず諸機關に開いて、その諸機關の答申の通りにするといふことがなくて、黨派的にこれが流れて行きますならば、私は地方自治体に必要以上に黨派的な政治の悪い面を持込むものであるといふ見地からいたしまして、財政委員會を解体いたしまして、地方財政審議院に持つて行くことは岡本委員その他が申された通り、私も強く反對するものであります。私は地方財政委員會が財政多難の折に當りまして、あの一万数千の各種各様の地方公共團體に對しまして平衡交付金をかなり公正な立場から配付された努力は極めて高く買ひ上げるべきものであると思ふのであります。私は数多くの委員會におきまして、これほど公正に地方公共團體から喜ばれた委員會はないと思ひます。大体私が全国の自治團體のいろいろ陳情書なんかを見ますと、全国の知事會議といふものは最もいけません。このものはいわゆる官選知事のときの色彩が多くて自治庁に一辺倒して、例へば自治庁から頼まれるといふと何でもかんでもそういうような陳情書を持つて来ます。そういうような点では全国の市町村會、全国の町村會、全国の市長會は非常に立派な意見を答申したり陳情したりして来ていますが、全国の市長會におきまして是非この地方財政委員會

第三十二部 内閣・地方行政連合委員會會議録第八号 昭和二十七年六月五日 【參議院】

というものを育成強化するような方向に持つて来てもらいたいということを我々の委員会にも持つて来ておられまして、私は全く同感の意を表するものであります。更に若しこれに選挙管理委員会というものを持つて来ますならば、その弊害は極まりないと言わなくてはなりません。選挙管理委員会を通じて選挙干渉が必す以上に行われずならば、これも地方公共団体が余り党派的な色彩のあることとは私は好ましくないと考えますが、そういう弊害がずつと積み込んで来るのではないかとふうに考えるわけでありまして。現在の選挙管理委員会におきまして、例えば牧野委員長のごときは、先般鳥取県の某自由党の議員と選挙の応援演説をやつていますが、これは明らかに公職選挙法の百三十六条に違反するわけでありまして。別個のものであつても、だん／＼と自由党内閣が勢力であると、それにさへ一辺倒して置けばよろしいというやうなことから、公正なこの選挙管理委員会の運営がなされないので、これが若し自治庁の中に入つて、そうして住民の地方自治を委ねる代表を選挙管理関係、そうして地方税の歳入が大体本年度は二千九百億ですが、殆んどその半額に上る平衡交付金というものが党派的に流されて行く、そうして公安委員、警視總監等に対して内閣総理大臣が党派的な人事の任免をやるといふやうなことになるならば、これは明らかに往年の内務省の復活であると思は言わざるを得ないと思ひますが、岡野国務大臣はそういうことはないと思はれましたが、この両者を比較してどういふふうに思われますか。この問題は

内閣委員のかたに審議して頂くわけでありまして、私は地方行政委員会に所屬いたしまして、二カ年間地方財政委員があの国家財政の多難の折に一万数千の非常に規模の変わった地方自治団体に対して、そう非難のない配分をされたことに對しては満腔の敬意を表しまして、これを弱体にすべきではない。例へばこれと同じやうな米価審議会というもののあの答申が一通も尊重されることがあるでしょうか。全国の五百万の農家が皆々として生産する米価の決定に對して、米価審議会の答申に對しては一種も内閣はこれを尊重しておりません。私は必ず地方財政審議会というものは、米価審議会と同じやうな権を踏むものである、こういうふうに考えまして、内務省の今度政府が計画しておられるところの自治庁設置法案とは殆んど同じものであるといふやうに、私は若木、吉川委員と同様な見解を持つものですが、両者を比較してどういふことがないかというところがどうして言えますか。岡野国務大臣にこの点を御質問したいと思います。

○国務大臣(岡野清素君) 答へ申上げます。内務省の復活であるといふやうなことは私は少し誤解があるんじゃないかと、こう考えます。と申しますことは、今例にお挙げになりましたやうに警察を使つてそうして選挙管理委員会を自治庁に入れた、そうして選挙管理もできるんじゃないか、こういうやうなお話であります。これはもうこの設置法を御覧になればよくおわかりの通り、自治庁は警察に何らの権限も持つておりません。それから又選挙管理委員会の問題でございますが、これはいわゆる選挙管理委員会がやつておりました事務、即ち予算を取るとか、又地方からこういう報告をよこしたときにその報告をどうするとか、衆議院議長とか参議院議長から補欠選挙があるからこうしろとかいう取次事務だけでありまして、選挙のいわゆる通俗に言う管理といふやうな仕事、即ち選挙違反であるとか、あの選挙はこうしたあつたといふやうなことは、これは中央選挙管理委員会という独自の立場を持つた附設機関がやることとございまして、自治庁といふことはできないのでございまして。それからもう一つ全国選挙管理委員会といふものがなくなつたといふことでございしますが、併しあれにつきましては御承知の通りに各地方における選挙には都道府県の選挙管理委員会といふのはちゃんとニュートラルな性格を持つたものが残つております。同時に今度受持ちますところの選挙管理はどういふやうなものと申しますれば、参議院における全国的の選出の議員のお世話でございます。ところがそれは中央選挙管理委員会、いわゆるあなのお恐れになるやうな仕事はそのほうでやるのであつて、自治庁はその構想をどうするとか、報告を何回やつたらいいだろうといふやうなことを、それを我々のほうで事務的にだけでございまして。何ら選挙管理委員の仕事を受けけたからといって、昔の内務省がやつておるやうな、強力に自分の党派の人間を当選させるべく努力して行過ぎた行動をした、こういうやうな行動は絶対にできない建前になつておりますから、これは御心配は要りません。それから地方財政委員会の点につき

ましては、これは岡本委員並びに吉川委員、若木委員にお答え申上げました通りに、これは私といたしましては過去二年間の経験によりまして、むしろこの新しい性格のほうがより多くベターに地方財政を擁護し得る一つの改革だ、と、こう信じております。その点につきましては議論になりますから、信念と議論は違ひますから、いつまで行きますとも平行だと思ひますので、この程度にいたしておきます。

○中田吉雄君 最後に野田大臣にお尋ねいたしますが、先に、一体こういう改革をすればどれくらい審議会で経費の節約になるかという御質問に對して、四百万円くらいということをおっしゃいましたが、どういふ計算に基いてそういうふうな結果になつたのでしようか。基礎がわかつていましたら一つ政府委員のほうで結構ですからお願いしたいと思います。

それから野村委員長にお尋ねいたしますが、私は財政委員会の旁に對しては多くの敬意を表するものであります。併しそれが十分なものではなかつたといふことも又否定することはできないわけでございますが、委員長として一万有餘の地方公共団体の台所をお預かりされて、どういふやうな形態であることが最も理想的なものであるかといふことを、高邁な識見を持つて極めて毅然としておられる野村委員長から、遠慮のない卓見を拝聴いたしましたと思ひます。

○政府委員(松村清之君) 先ほど四百萬円の節約と申したのは、地方財政委員会を審議会にすることに關する経費だけでございまして。全部の委員会の経費ではございません。これは現在の地方財政委員に要する俸給、旅費その他に伴う経費から今回法案で予定されております地方財政審議会の委員に給します手当その他の経費を差引いたものでございまして。

○政府委員(野村秀雄君) 地方財政委員会は昨年の六月一日から発足いたしました丁度九二年に相成ります。この二年間の浅い経験と経過から見まして、私はこの制度は非常に妙味のある制度だと考へております。若し日を藉して行つたならば、一年は一年よりその機能を發揮し、その權威をますます發揚し得るものと固く信じております。世間ではこの地方財政委員会を無用なものであり、無力なものであるがごとく批評するものがありますが、これは私を差込んで批評であつて、決して私はそうとは思ひません。極めて有意義であり、有力なる、有益なる機關であると信じておるのであります。ただ私としてもこの地方財政委員会が十二分にその機能を發揮し得なかつた機嫌は持つております。それと申すのも、先ほどからここぞという御議論があつたやうに、この行政委員会に對する性格、機能といふものを十分に認識できないことがあり、又この機能を運営する上において慣熟してゐなかつたきらいもあつたと思ひます。又もう一つは、官尊民卑と申しましようか、或いは官僚主義思想と申しましようか、こういうやうな考えから、やはり中央集權の夢を見ておる者があり、又地方でも中央依存の弊が残つておるきらいがあるものであります。もう一つは、この財政委員会二年の間司令部の制約を受けておりまして、殊に経済科学局のごときはややもすれば国家財政に重き

を置いて地方財政を輕視するのきらいがあつた、これがために私ども地方時政の確立の上において大きな支障があつたように感じておるのであります。更に附加えて、と申すよりもこれは大きいことかも知れませんが、地方財政委員會の委員、事務局は練達堪能の士がおりますけれども、私は地方財政に關して何らの知識経験を有しておりません。至つて生來愚鈍な上に知識経験がないために、この地方財政委員會を輕からしめたということは、私誠に衷心より恥入り、又地方各団体に對しても、又地方財政委員會に對しても、国そのものに對しても相濟まんやうに感じておるものであります。

こゝにいろいろないろ／＼な事情を以て地方財政委員会が十二分の機能を發揮し得なかつた憾みはありまするけれども、併しこれは漸次改善して行つたならば、必ずや、先ほど申したように一年は一年よりその機能を發揮し、權威を發揚し得るものと私は固く信じておるのであります。ただ占領七カ年の長い間にいろ／＼の行政機構が生れて來まして、行政機構の根本的改革は國の要請であり、國の輿論として叫ばれておるのであります。私も國民の一人としてこれに協力するのは當然なことと思ひまして、政府は實情に即して必ずや合理的に機構の改革、整理をなさるものと期待しておつたために、この財政委員会が存置せられるか廃止せられるかといふことについては、積極的に意見を申し上げずに、静かにその成り行きを見ておつたのであります。併し率直に申し上げますが、政府の大きな政策として示されたこの行政機構改革は、いわゆる泰山鳴動して鼠一匹の

悩みがあるのであります。殊に行政委員会廃止ということとは、政府の行政機構改革の大きな柱であるということを開いておりましたけれども、私この行政機構改革案を一瞥するときにおいて、この行政機構の或るもの、この行政委員会も或るものは廃止し、或るものは存置せられる、そこにどういう基準、どういう目標があるのか、私ども素人には十分了解できないのであります。或る人は有力なる行政委員会は廃止せられ、無力なる行政委員会は存置せられるのであると、かように言う者がありますが、これは皮肉なる批評であつて、私ども決してそのまま受取るものでありませんけれども、併し多少その感があるのではないかと、いさゝか実情に照らし合して私ども感ぜざるを得ないのであります。又地方団体その他からも、行政委員会の或るものは存置し、或るものは廃止せられるということは不徹底である、行政委員会存置のために地方財政委員会としても一つこの際立つてはどうか、かようなる忠告をなす者があつたのでありますけれども、私は行政整理は国としてどうしてもなさねばならんことである、政府がそれだけの固い決意と強い方針とを持つてやられるならば、積極的にこれの妨げをなすがごときことはしない。併し必要なるものは必ず生れて来るものである。今日これを廃止せられても、後日必ずこれが再び生れて来るものである。いわゆる「うしとみし世ぞ今は恋しき」ということのごとく、他日ああ地方財政委員会があればよかつたといふ、かような感じを持つて必ず再び生れて来るものであると、かように思ふのであります。今の財

政務委員会是一種の混血児で而もまた児のごときものであるけれども、今生れて来るものは日本児であつて、痛め、血をわけた自分の児であるら必ずこれを情愛を持つて健全に育て得るであらう、自分はそのときを期するのであるという意味を以て、積的の存置運動をいたさなかつたのであります。併しこの間のギャップを如何にするか。政府の案によりますと、審議会というものを作られると、とであります。この審議会を作られるにつきましては、私は独立した財政委員会ではなくなつても、これと同じような性格のものを、圧縮したものでいいからこれと同じような性格の公正公平なる機関を置いて頂きたい、そうしてそれによつて地方財政の確立、地方自治の完成に努めて頂きたい、かように熱望いたしましたのであります。或いは世間では今度の審議会は、議に付して、その意見を尊重するというのだから、それは大臣が必ずその意見を尊重して審議会の意見通りになるだろう、だから安心して任していいじゃないか、かように言う人があるのであります。私は過去二カ年之間岡野国務大臣とこの地方財政のことに関して密接なる接觸を保つて参りました。岡野国務大臣のごとき公正公平にして達識具眼のおかたが長官としておられるならば、私は心強く、心安く、これをお任せし得ると思ひますけれども、岡野大臣といえども、五年、十年の長き間その職にあられるとは思ひません。必ずやその間に自治庁長官もお代りになると思ひます。このお代りになる自治庁長官の中には、どういう人が出て来るかも知れません。その人を存すれば

その政上り、その人を失えばその政勢うというように、人によつて政が上りもするし、衰えもしましょう。併し人によつて私どもは常に安心、信頼を蒙りておるわけに行きません。どうかいい人、立派な人が大臣としてこの自治庁長官にあられることを欲しますが、同時に制度の上にも安心と信頼とを持ち得るような、立派な制度を作つてもらいたい、これが地方財政を確立し、地方自治を完成する大きな基だと、かように考えるのであります。若し政府にして思いをここにいたされるならば、今度のような設置法でなくして、審議會を議決機関にしてもらいたい、そうして審議會において決定したものは必ずこれを実行してもらいたい、かように考えておるのであります。或いは大臣を拘束する、かういふような批評があるかも知れませんが、私は拘束したい、拘束しなければならん、かように考えるのであります。それから又審議會は審議會における意見を公表して、これを天下に訴えて、国会なんかの審議にも大きな参考にし、民意のあるところを十分に知り得るような方法を講じたがいいのじやないか、かように考えるのであります。

又もう一つは委員のことです。委員が、委員は選出方法は設置法に示された通りでいいと思ひますが、ただこれを自治庁長官が任命するだけでなくして、その任命の段階には国会の承認を要することを必要といたします。と思ひますのは、やはり地方団体から推薦はせられておりますけれども、国会という民意の機関に一過瀟過されたもの、これを任命するということが国民に対して信頼と安心を持たせるゆ

えんではないかと思ひます。更にこの委員は常勤にして、日常地方財政をつまびらかに知つておくことが必要であるうと思ひます。若し国会において御審議下さるならば、最小限度この点を十分御考慮を願ひたいと思ひます。私はこの行政機構改革案が国会へ提出せられて衆議院において審議せられる過程を見るのときにおいて、何とかいう局を外局にするとか、内局にするとかいうことについては数日間も論議を戦かわされ、審議を尽されたとか、そうして漸く次長を一人をこしらえるとかこしらえんとかで妥結せられたとかこしらえんとかで妥結せられたとかいうことを聞きました。それだけの熱意がある衆議院ならば、何故にこの地方団体、地方住民に大きな関係のあるこの地方財政委員会の存廃、若し廃止すればこの善後措置を如何にするかということについて各方面の有識者から意見を徴せられる公聴会くらいは開かれてもよかつたではないかと、かように私はその審議のあとを見て非常に遺憾に思ふのであります。幸いに参議院において私のごとき者の意見を徴せられたことは、私は財政委員会として非常に喜びに堪えないのであります。どうか折角の二院制度であります。この参議院の各位におかれては、地方の実情、又国家の現状から鑑みて二院制度の妙味を十二分に御発揮下さるようにこの機会に切にお願い申し上げます。

○中田吉雄君 時間がありませんので、この問題は内閣委員会で御決定になるわけですが、一つ、何と言いましても一千二百五十億と、年々膨大になるでしょうが、そういう問題の配分というものは、これは地方自治団体の根幹に触れるのです。そうして又

単位費用だけを法定して、補正系数その他は法定されておりませんし、必要以上に党派性が入つたりする虞れが極めて大だと思ひますので、一つ内閣委員会におかれましては十分御考慮頂けるように熱望いたしまして私の質問を打切ります。

○委員長(河井彌八君) 連合委員会におきましての発言の通告はこれを以て終りました。つきましてはお諮りいたしますが、連合委員会は本日(を以て)解くことにいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さよういたします。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後一時一分散会